備考
　1～4　（略）
　5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第８**（第10条関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第９**（第10条関係）
　（略）
備考
　1・2　（略）
　3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第10**（第11条関係）
　（略）
備考
　1・2　（略）
　3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第11**（第15条第１項関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第12**（第18条第１項関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第13**（第19条関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**様式第14**（第19条関係）
　（略）
備考
　1・2　（略）
　3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考
　1～4　（略）
　5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第８**（第10条関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第９**（第10条関係）
　（略）
備考
　1・2　（略）
　3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第10**（第11条関係）
　（略）
備考
　1・2　（略）
　3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第11**（第15条第１項関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第12**（第18条第１項関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第13**（第19条関係）
　（略）
備考
　1～3　（略）
　4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**様式第14**（第19条関係）
　（略）
備考
　1・2　（略）
　3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一から様式第十四までの改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

## ○厚生労働省令第六十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

厚生労働大臣　根本　匠